

東京大学(本郷)総合研究棟(工学部新3号館)
施設整備事業

基本協定書(案)

平成21年 8月 4日

国立大学法人東京大学

東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）施設整備事業 に関する基本協定書（案）

東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）施設整備事業（以下「本件事業」という。）に関し、国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新3号館）（以下「本件施設」という。）の設計、建設（既存施設の解体を含む）、維持管理、運営及び以上にかかる資金調達並びにこれらに付随し、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本件事業の入札手続における審査会及び甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、事業契約の締結までに、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、入札参加グループの構成員（以下「乙の構成員」という。）は、必ず事業予定者に出資しなければならず、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。

（株式の譲渡）

第4条 乙の構成員は、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

2 乙の構成員は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書又は別紙2記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。

3 乙の構成員は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、

担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、本件施設の設計に係る業務を に、建設に係る業務を に、維持管理に係る業務を に、運営に係る業務を に、附帯事業に係る業務を に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、本基本協定締結後、事業契約の締結までに、前項に定める本件施設の設計、建設工事、維持管理、運営及び附帯事業に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約若しくはこれらに替わる覚書等を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書若しくは覚書等の写し等、各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。

3 第1項により事業予定者から本件施設の設計、建設、維持管理、運営及び附帯事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後、平成22年 月 日までに、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

3 乙の構成員は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約締結前にも、本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が法令等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以 上

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに乙の構成員及び協力が会社がそれぞ

別紙 1 出資者保証書の様式

平成 22 年 月 日

国立大学法人東京大学
学 長 殿

出 資 者 保 証 書

国立大学法人東京大学（以下「大学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）と
間で、平成 22 年 月 日付で締結された東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新 3 号館）施
設整備事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である 会社、 会社及び
会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付をもって、下記の事項を大学に対して誓約
し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用
いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

1 事業者が、平成 年 月 日に、会社法（平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含む。）

会社
代表者

会社
代表者

会社
代表者

会社
代表者

別紙 2 誓約書の様式

平成 22 年 月 日

国立大学法人東京大学
学 長 殿

誓 約 書

国立大学法人東京大学（以下「大学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）と間で、平成 22 年 月 日付で締結された東京大学（本郷）総合研究棟（工学部新 3 号館）施設整備事業 事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を大学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、 株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し大学に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面で大学に通知し、その承諾を得ること。

以上

住 所
商 号
代表者